

(2) 都市計画審議会の役割について

① 芽室町都市計画審議会について

芽室町都市計画審議会は、町が定める都市計画について審議するとともに、町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置されています。

都市計画法第19条第1項で、「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する」となっています。

審議会の組織や運営に関する事項は、芽室町都市計画審議会条例で定めており、審議会を組織する委員は6人で、学識経験のある者について、町長が任命することとなっています。

② 北海道都市計画審議会について

北海道都市計画審議会は、道が定める都市計画について審議するとともに、知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第77条第1項の規定に基づき設置されています。

都市計画法第18条第1項で、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。」となっています。

北海道都市計画審議会を組織する委員は30人以内とされており、学識経験のある者、市町村の長を代表する者、道議会議員及び市町村議会の議長を代表する者について、知事が任命することとなっています。

都市計画法（抜粋）

（市町村都市計画審議会）

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

①決定事項(都市計画の種類)		②規模等	決定権限	関与
1 都市計画区域	・整備開発及び保全の方針 ・区域区分	-	北海道	大臣同意
2 地域地区	・用途区域	-	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
3 都市施設	・道路	一般国道	北海道	大臣同意
		道道	北海道	大臣同意不要
		町道	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
4 地区計画	・公園、緑地	10ha以上かつ国・北海道が設置	北海道	大臣同意不要
		上記以外	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		二以上の市町村	北海道	大臣同意不要
5 市街地開発事業等	・公共下水道	芽室町内	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
		3ha超かつ国・北海道が施行	北海道	大臣同意不要
		上記以外	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
5 市街地開発事業等	・市街地再開発事業	50ha超かつ国・北海道が施行	北海道	大臣同意不要
		上記以外	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要
5 市街地開発事業等	・土地区画整理事業	50ha超かつ国・北海道が施行	北海道	大臣同意不要
		上記以外	芽室町	知事同意 ※市は知事同意不要